



独評発第0817015号
平成19年8月17日

独立行政法人労働者健康福祉機構
理事長 伊藤 庄平 殿

厚生労働省独立行政法人評価委員会
委員長 井原 哲



独立行政法人労働者健康福祉機構の平成18年度の業務実績の
評価結果について

標記評価結果を取りまとめたので、独立行政法人通則法（平成11年法律第
103号）第32条第3項の規定に基づき、別添のとおり通知する。

独立行政法人労働者健康福祉機構の
平成18年度の業務実績の評価結果

平成19年8月17日
厚生労働省独立行政法人評価委員会

1 平成18年度業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人労働者健康福祉機構は、特殊法人労働福祉事業団が平成16年4月1日に新たに独立行政法人として発足したものである。

今年度の機構の評価は、平成16年4月に厚生労働大臣が定めた中期目標（平成16年度～20年度）の3年度目（平成18年4月～19年3月）の達成度についての評価である。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、平成17年度までの業務実績の評価において示した課題等、さらには、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から寄せられた意見や取組方針も踏まえ、評価を実施した。

(2) 平成18年度業務実績全般の評価

当機構の目的は、労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図る等により労働者の福祉の増進に寄与することであるが、この目的を達成するため、当機構は労災病院等の療養施設、健康診断施設、産業保健推進センター、リハビリテーション施設等の設置及び運営の事業をはじめとして、産業保健関係助成金支給事業、未払賃金立替払事業など、国の労働福祉政策等に密接に連携した多様な事業を効率的に運営していかなければならない。

平成18年度は、アスベスト関連疾患分野を新たに立ち上げ、労災疾病等研究分野を13分野に拡大し、労災病院グループの蓄積された医学的知見を活用した研究の実施及び具体的対策を速やかに策定するなど、研究の一層の強化を図り、学会及び行政機関等に広く情報提供し、わが国における診療の指針を確立したことは高く評価できる。他の研究分野においても、研究成果の普及促進等、積極的な取組が行われたと高く評価できる。

産業保健関係者への取組については、産業保健推進センターを中心に、産業医・産業看護職等に専門的研修を実施するとともに、相談に応じる等、産業保健関係者の知的資本の蓄積に取組むことは、労働者の健康確保対策に不可欠であり、また、平成19年3月に発生した能登半島地震では、同センターを中心に被災者及び事業主等に対して相談体制を整備し、関係機関に周知するなど迅速かつ適切な対応が行われたことは高く評価できる。

中期目標期間中に収支相償を目指すこととされている労災病院については、診療報酬の大幅なマイナス改定の影響を最小限に止め、損益改善がなされる等実績を上げている。

これらを踏まえると、平成18年度の業務実績については、当機構の設立目的に資するものであり、適正に業務を実施したと評価できるが、以下の点に留意する必要がある。

- ① 労災病院事業については、勤労者医療の中核的な役割を果たす医療機関であるとともに、地域医療の中核的医療機関である場合が多いため、労災病院グループの地域医療におけるポジショニングを明らかにし、各労災病院がこれを把握し、事業を進めることが必要である。
- ② 労災病院の財務内容については、前年度に引き続き、着実に改善されており評価できるが、依然として当該年度の当期損失が生じており、中期目標達成に向けて、更なる改善と工夫を行うことが必要である。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については、2のとおりである。また、個別項目に関する評価資料については、別紙として添付した。

2 具体的な評価内容

(1) 業務運営の効率化について

組織・運営の体制の見直しについては、診療報酬の大幅なマイナス改定の影響を最小限に止め、健全な経営基盤を確立するため各病院に経営目標見直し後計画を策定させ、本部指導の下、経営改善に努めた点は評価できる。また、医師を除く職員給与のカットを継続するとともに、施設別業務実績の勤勉手当への反映及び管理職手当から年功的要素を排除し、見直しを行うなどの施策を積極的に取り入れたことは評価できる。今後は、これらの施策を手がかりに、職員のモチベーション及びモラルを維持・向上させる仕組みの工夫を図るとともに、組織全体の効率化、活性化の実現に向けた経営改善の取組を強固に続けていくことを期待する。

一般管理費については、人件費の抑制を図る等により平成17年度に対して3.5%の節減、事業費については、平成17年度に対して2.6%の節減となり、より効率化が図られたことは評価できる。今後とも、一般管理費・事業費の効率化により一層努力することを期待する。

労災病院の再編については、受診患者の診療・療養先の確保、職員の雇用の確保及び移譲先の地元関係者等に最大限配慮し、円滑に処理したことは評価できる。なお、今後予定されている病院の再編について

も順調な取組を期待する。

(2) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上について

① 業績評価の実施、事業実績の公表

業績評価の実施については、バランススコアカードの手法を用いた内部業績評価の定着を目指し、職員の理解向上のため研修や、管理職に対する個人別役割確認制度を導入したことは評価できる。今後は、制度の内容について検討し、より提供するサービス及び業務の質の向上につながる制度を策定することが期待される。

② 勤労者医療の中核的役割の推進

労災疾病に係る研究開発については、アスベスト問題に積極的に対応するため、アスベスト関連疾患分野を新たに立ち上げ、研究の一層の強化を図り、学会及び行政機関等に広く情報提供し、わが国における診療の指針を確立したことは高く評価できる。その他各分野においても特筆に値する臨床医学研究に係る実績を上げたことは評価できる。今後は、労災疾病に係る研究開発の成果を社会的資源として生かすため、更なる努力と積極的な貢献を期待することに加え、勤労者の新しいニーズに対応した研究成果を蓄積することを期待する。

勤労者に対する過労死予防、メンタルヘルス不全予防、勤労女性の健康管理対策については、利用者の利便性への取組を強化し、勤労者の利用しやすい時間帯の相談を実施するなどの取組は評価できる。また、指導・相談の質の向上に向けた取組を強化し、各種指導についての効果に関する調査研究を実施し、その成果を各種指導で活用、広く周知し普及に努めるなど、前年度当委員会が指摘した事項を踏まえ努力していることは評価できる。

高度・専門的医療の提供については、医療機関としての基盤である良質で安全な医療の提供のため、労災病院間医療安全相互チェック制度により、各施設で「医療安全確保のための改善計画書」を策定し、本部が支援等を行ったことは評価できる。また、医療の安全性及び透明性の向上のため、公表基準を策定し、医療事故・インシデント事例のデータ集積を開始した点は評価できる。

行政機関等への貢献については、アスベストによる健康被害に対し、前年度に引き続き、アスベスト健診や相談対応に取り組んだほか、石綿関連疾患診断技術研修の実施及び労災認定に必要な石綿小体の計測等、行政機関からの要請に応じて積極的に取り組んだ点は大きい評価

できる。また、労災疾病に係る新たな知見について行政機関等へ冊子、症例集を配布するなど、情報提供に努めたことは評価できる。

医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターについては、患者の状況に応じた在宅就労支援プログラムの実施及び車いす・自動車関連機器の改造など、きめ細やかな対応に努めた点は評価できる。また、患者の満足度において、高い評価を得たことは、評価できる。

③ 健康診断施設の運営

海外勤務者の健康管理支援事業については、前年度に引き続き、満足度調査において中期目標に記載された数値を上回ったほか、満足度調査の結果を踏まえ、海外医療相談コーナーを新たに設置し、海外の最新医療情報・生活情報を提供するなど、利用者のニーズに応えたサービスを向上させた。今後は、情報提供だけでなく、より実質的な健康管理の向上について海外の医療機関とのネットワークの向上及び赴任地に合ったサービスを提供することを期待する。

④ 産業保健関係者に対する研修又は相談、情報の提供、その他の援助

産業保健関係者に対する研修又は相談については、従来の専門的研修及び相談に加え、母性健康管理研修を実施し、働く女性のための新しい対応を行ったことは評価できる。また、平成19年3月に発生した能登半島地震では、被災者及び事業主に対して、迅速かつ適切な対応を行った点は高く評価できる。なお、研修、相談の実施による事業効果を把握するため実態調査を実施し、その結果を踏まえてニーズを事業に反映するなど、前年度当委員会が指摘した事項を踏まえ努力していることは評価できる。今後は、事業主だけでなく、勤労者への積極的な情報提供を期待したい。

⑤ 助成金事業

助成金の効果的・効率的な支給のために、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金においては、申請書のプレプリント化の実施により審査業務の効率化を図り、助成金支給までの期間を更に短縮した。自発的健康診断受診支援助成金においては、前年に引き続き中期目標に掲げられている数値を上回ったことが評価できる。今後は、助成金事業の必要性について、十分な精査をしつつ、更なる業務の迅速化を図ることを期待する。

⑥ 未払賃金の立替払事業

未払賃金立替払事業については、審査マニュアル等を作成し職員研修で活用、また、大型破産事案には事前指導を実施する等により請求書の受付から支払までの期間を28.6日に短縮し前年に引き続き中期目標に掲げられている数値を上回ったことは評価できる。今後とも、業務の質の維持・向上を図りつつ、業務のより一層の効率化に向けて努力することを期待する。

⑦ リハビリテーション施設の運営

リハビリテーション施設の運営については、入所者毎の社会復帰プログラムの作成、定期的なカウンセリングにより数値目標である社会復帰率が平成17年度に対して2.3ポイント高まるとともに、外部の有識者等からなる懇談会の提言を踏まえ、北海道・広島両作業所の平成19年度中の廃止を決定したことは評価できる。今後は、他の公的リハビリテーション施設との連携のあり方について精査しつつ、対象者の職業・社会的リハビリテーションに取り組むことを期待する。

(3) 財務内容の改善等について

① 労災病院について

労災病院については、平成18年4月における診療報酬の大幅なマイナス改定の中、平成17年度の損失額から31億円の改善が図られたことは評価できる。しかしながら、依然として当該年度の当期損失は42億円であり、労災病院全体としての収支相償を目指し、良質な医療サービスの提供に十分配慮しつつ、次年度以降もさらなる収支の改善に取り組むことを期待する。

② 人事、施設・設備に関する計画

労災病院間派遣交流・転任推進制度を創設し、従前対象となっていなかった管理職以外の看護職や医療職を中心に人事異動を行い、看護師不足対策と優秀な人材確保のために看護職員採用説明会を実施する等、人材確保及び人材の有効活用に積極的に努力したことは評価できる。また、施設及び部門の業務目標の達成を目指し、役割目標を設定した個人別役割確認制度といった新しい取組を導入した点は評価できる。今後は、さらに徹底した効率化と能力向上の両立を図りつつ、職員の活性化に一層努力することを期待する。